

不法投棄防止監視カメラの設置及び管理並びに運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共の場所における廃棄物の不法投棄を防止するため、監視カメラを設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 和泉市内の公共の場所へ廃棄物の不法投棄を防止する目的に設置する録画カメラにより撮影した画像を電磁的方法により記録する関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像データ 監視カメラにより撮影した画像を電磁的方法により記録したものをいう。
- (3) データ媒体 捜査機関に提供するための外部記録媒体をいう。

(設置基準)

第3条 監視カメラの設置基準は、頻繁に廃棄物を不法投棄されている市内の公共の場所で市管理地、市管理道路及び市管理施設(学校・園を除く。)とし、設置期間は2年を限度とする。

(設置場所)

第4条 監視カメラを設置する場所は、和泉警察署との協議の上、市長が決定する。

- 2 監視カメラで撮影を行う場合は、監視カメラで撮影を行う区域(以下「撮影区域」という。)を通行する者が当該撮影区域において、監視カメラによる撮影が行われていることを認識できる標識等を監視カメラ設置場所に掲示しなければならない。

(撮影)

第5条 監視カメラの撮影区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

- 2 監視カメラで撮影を行う時間は、終日(24時間)とする。

(保存期間等)

第6条 画像データの保存期間は、撮影を行った日の翌日から起算して概ね7日間とする。

- 2 前項に定める保存期間を経過した画像データの消去は、当該画像データの上書きにより自動的に消去される方法による。

(画像データの管理)

第7条 画像データは、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号）第11条に規定する適正な管理に努めなければならない。

(画像データの使用)

第8条 画像データは、市が管理するもののほか、撮影区域において発生した犯罪に関し、捜査機関が行う捜査に対する情報提供以外の目的に使用してはならない。ただし、個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ、やむを得ないと認められる場合を除く。

(監視カメラの管理及び運用)

第9条 監視カメラの適正な管理及び運用のため、監視カメラ管理者を置く。

2 監視カメラ管理者は、監視カメラを設置する場所を所管する課長をもって充て、次に掲げる事務を行う。

(1) 監視カメラ並びに画像データの管理及び運用に関する方針の決定。

(2) 関係機関等と監視カメラ及び画像データの運用に係る調整を図る。

(3) 監視カメラの保守及び維持管理。

3 設置年度の電気使用料等は生活環境課が負担し、次年度以降は所管課が負担する。

4 監視カメラ管理者以外の職員は、監視カメラ管理者の指示がない限り、監視カメラを操作してはならない。

(画像データの提供)

第10条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定による捜査関係の照会を理由として、捜査機関が書面により画像データの提供を請求した場合は、監視カメラ管理者は、画像データに記録されていると想定する犯罪の種類、日時、当該画像データを撮影したと想定するカメラ等を当該捜査機関が明らかにした範囲において、画像データを提供することができる。

2 前項の場合において、監視カメラ管理者は、請求の目的とする犯罪を特定するため必要な範囲の画像データを、データ媒体により提供するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年11月10日から施行する。